



朝鮮通交大紀

五

U 5  
4978  
5



リ 5  
4978  
巻 5

力 5  
1274  
巻 5

朝鮮通交大紀卷之五目



萬松院公未

一度長十一丙午年禮曹成以文書を以たりて

神君の書を求めの事は我州陵を犯すの賊也

として罪人を縛送ありの事

附此年冬 神君彼國に御書ふさき

愚按有り

一同十二丁未年昭敬王 神君本年御書ふさき

一の回答として通信使を渡さき一の事

附此の時國書有りの事

附此の時西國の書柳川景直同一く偽造

一と一の事并後元和三年寛永元年

西度の國書此時に例して偽造たりと

調興をふせいの事附彼國信使を遣る

殊に皆回答を以て弭せいの事何きも

愚按有り

一此時禮曹叅判吳億齡國命を奉りて我々執政

通書有りの事

附執政復書の事并此時州の書に將軍を称

して國王とあり一の事いつても愚按有り

一此の時禮曹成以文書を公に送り一の事

附我州陵を犯すの賊をりて罪人を送る事

に彼國此きを信せき一の事愚按有り

一同十三戊申年僧玄蘇柳川景直報聘使として

渡さき一の事附景直上京を訴へ一の事附此時

歳船公貿開市未請等の事を講定したる一の事

附公貿私貿の事愚按有り

一同十四己酉年去年昭敬王薨逝によりて進香使  
を渡さきりの事附進香の事によりて禮曹関文  
ありの事

但此時いふた圖書あかりによりて押字取用ひ  
らよりの事注して見へたり附彼國進香使を  
受さりし主意の事是此時報聘圖書有無  
の事い川き愚按有り附の事  
一己酉約糸の事

一附島主の子平彦次是壬戌加二人といふの事

一附持送船の事過海料の事是商船二十隻の事

一何事も愚按あり

一同庚戌年東萊府使吳允謙我州書契に圖書  
を用ひしきさりしを論せし書ありの事

一同十六年亥年始て歲船を遣しきりの事

一此時禮曹尹暉歲船に復せし書有りりの事  
但態満受賤の事是前島主といひりの事

いつきと注して見へたり

附禮曹回契に禮物土宜綿布別幅所求公貿物件  
ふと、書し成すの事元公貿易方長老の記に  
見し一の事いづきも愚按あり

一同十七壬子年兎名彦七圖書を送りし事

附熊壽熊満の事愚按あり

一己酉以来看只に銅角を用ゆるの事

一同十八癸丑年禮曹尹暉歳船八郎國分寺圖

書の事に復せし書有りし事

一此年禮曹尹暉我々別使を遣ふの事を論せし

書有りし事

一同十九甲寅年禮曹金繳貢路上京等の事に復せ

し書有りし事

附我々州貢路の事を志きりに彼國に求めらる

の事元上京進香等の事何れも愚按あり

一此比我々州磯竹島を看審せし事有りし事

て東萊府使尹守謙朴慶業此の事を論せし事

書有りし事

一此年 神君の命を以て通信使を請ふし事

一北年禮曹金閻通信使の事に復セー書有り一の事

一元和元乙卯年 公指館あり彼國萬松院圖書を送りて祭奠を助一の事

附此事方長老の記に見へしの事愚按有り

附此の所貢の事

書有り一の事

一國十甲寅年野曹金端貢部土京書の事

一書南一の事

朝鮮通交大紀卷之五

日本國傳記 日本書紀 卷之五 神代卷 萬松院公未名

慶長十一年丙午明の萬曆三十四年此年七月彼國禮曹參議成以文をして書を我々州に送り和好の事 神君先川彼の國に御書おさし且先王の陵を犯はの賊を執へ送りまは我々國又此まに報ゆるの道あかりむやといひ一やへ公其書と呈し又其陵を犯はの賊也とて我々州罪人を傳送せたり

よりて翌年其田書よりて彼國通信使を渡せし也此事  
を改事撮要に冬日本國源家康脩書通好遣面  
答使呂佑吉慶暹等如日本預探事機仍具田奏  
聞と記せり

此の事禮曹參議成以文我州に送りし書尤に  
記に

朝鮮國禮曹參議成以文奉復

日本國對馬州太守平公足下

評来忽承惠書可想貴島在中间周旋致誠之意

也良慰良慰我國於日本通好垂二百年不意壬  
辰之歲秀吉無故動兵辱及先陵至痛在心久猶  
未忘在我固無先自通好之理但聞右府盡反秀  
吉所為云今若先為致書縛送犯陵之賊則我國  
亦無相報之道乎惟在貴島若實完事而已更須  
勉之不宜萬曆參拾四年七月日

和文

使をして書致惠めりて貴島中間に有りて西國の  
為に周旋せりとの誠を見川原我々國日本において好し



を通る事既に二百年也。おもしろき辰年わへて  
て兵を動し我々先王の陵墓を辱りてむらに至らむとい  
此痛し今に至りていまに忘さるものあり但前右  
府盡く秀吉のちり処を改むと今も一能く先川  
其書残いたし且陵を犯れぬ賊を縛送すも我  
の国又相報々の道なるとむや但貴島實に能く此事  
を完成するに有るのし宜しく此書を勉む所なり

按此年 神君彼の國に御書なさまし 事方長老  
の記に此年對州私謀して島川に書を書せ

神君の書と一彼の國へ渡せとあり又新井筑後寺  
源璵著ハセ 殊号事略に此年朝鮮禮曹書  
を對州に送りて

神君の書を求む冬 神君書を送るせり翌丁  
未年始て信使來り其の書先長老草せりと云  
初ふきとも其其稿紛失して尋年覓むるに見れ  
此而説い川まは是たを知られ然れ改事撮要  
に冬日本國源家康修書通好と記に據る  
に此年冬 神君彼の國に御書なさまし 事

果して其事ありと見たり

慶長十二丁未年同元御宇明の萬曆三十五年癸年  
朝鮮昭敬王去冬 神后御書ふさき 回答として  
呂佑吉慶暹丁好寛をして来聘せし事と改事  
撮要に回答使呂祐吉回自日本刷還被擄人一  
千二百四十餘名探得家康自主國政盡反秀吉  
所為傳位於其子秀忠等情具由奏聞と記せし  
此年信使持し来り國書に記し 神后御書  
朝鮮國王李昭奉復日本國王殿下交隣有道自

古而然二百年來海波不揚何莫非天朝之賜而  
弊邦亦何負於貴國也哉壬辰之變無故動兵構  
禍極慘而至及先王丘墓弊邦君臣痛心切骨義  
不與貴國共戴中天上六七年來馬島雖下和事為  
請實是弊邦所耻今者貴國草舊而新尙札先及  
乃謂改前伐非者致款至此苟如斯說豈非西國  
生靈之福也茲馳使併庸荅来意不腆土宜具在  
別幅統希盛亮萬曆參拾伍年正月日白苧布參  
拾匹黑麻布參拾匹白綿紬伍拾匹人參伍拾觔

彩卷席貳拾張虎皮壹拾張豹皮伍張厚白紙伍  
拾卷清漆壹拾器黃漆壹百觔青斜皮壹拾張整

和文

隣に交はるに道有り古よりして然り二百年來西國好  
しを完くするにのいほまゝ天朝の賜にありさすむ又  
弊邦貴國においてはまた其隣交を失ふれめあり  
に壬辰の變ゆふくして兵を動く先王の丘墓に及ぶに  
至る弊邦の君臣其心を痛めしむる義におひて貴國  
と一天を共にせしむるに六七年來馬島和を以て請

小事を為といへとも實に其事は弊邦の耻る處也然るに今  
貴國舊を革め且前代の非をあり改むといふを以て  
先づ尚礼をいたさる苟もいふ處のあはくむ誠は西國生靈の  
福ともなりよりて使价を馳せて来意に答ふ不腆の土  
宜別幅に具へたり統て盛亮を希ふのし

按此より先を慶長十年乙巳九月家臣柳川調  
信死に此事公家臣柳川景直及蘇長老を供  
一信使と同一く東武に至る

又按此朝鮮國書の事後寛永年柳川

調興一件の時松尾七右衛門左藤三郎九衛門に語りて  
朝鮮國書私に偽造し信使登城の日殿中に  
おめて取替し事景直より始まりといひし  
の寛永十三年信使記録及宗氏家譜に見た  
り景直が私に偽造せしといふ此國書の事もお  
とくに方長老の記にいへるうすく景直去年冬  
神君の書を嶋川内匠に書せ彼の國へ渡し其  
回答として今年通信使を渡さし彼の國書に  
奉復日本國王として又尙北先及用答来意な

と有るを諱し奉復を奉書として且其書内用答  
来意等の語に碍らぬ有るもの盡く此書をお  
らきめ回答とふし彼の國へ奉書せし趣として取  
替たるありし也 按宗氏家譜丁未信夫  
の所又此事を載せたり 但殊弭事略に  
丙午冬 神君朝鮮へ御書おさる其書方長老  
草せし処にして此冬御書おさるし事翌年信  
信持来りたる朝鮮國書によりて見川原とある  
に據るといふ去年冬 神君彼の國へ御書お  
さるし一由へ此書回答として信使来り又其持来

りたるの國書其後に 台寛を経たりと如く見たり  
信使記 宗氏家譜のいふ殊蹄事略とが同じ  
かに誠に不審なり事也

又按て柳川我々國書を偽造し信使へ渡り遣りし事  
正徳辛卯信使録と考ふ所に新井勘解由と云ふ

まにに按て勘解由後に  
筑後守と稱せしは寛永年柳川調興一件の時調

興 大猷君に云ふ事、我々國書私に偽り造りし事  
其子細 神君かりて臣等祖調信に命し兩國和好  
の事を議せしめらるるなり時彼の國將軍の日本の

大臣と通書の事ありむやといひて和議既に成ぬまむ  
とせしめし調信姑く將軍に即國王也といひしを以て成  
らるる和議の事調りし也其後神君の答書に日本  
国源家康とあやみさし國王の稱見へさりしによ  
りて父景直存む事とせし私に日本國王源家康  
と御書を改造し信使へ渡り遣せしよし元和三  
年寛永元年兩度の信使何しも其例を以て我  
々國書を偽造せし也と訴へたりとありに據て此  
の時の答書及丁巳甲子信使の答書何まも

柳川父子偽造セーを證に申  
又此の時朝鮮國王の書に奉復として通信  
使を回答使と歸セー此禮より先だ 神后彼  
の國へ御書ふまじりに回答するの義也然もとも  
是より先だ天正年中黄允吉金誠一通信として  
來り事又攷事撮要隱峰野史等の書いつきも  
回答の趣を以て記セー也此後彼の國信使の來る  
何れも回答を以て記セー也後に記セー攷事  
撮要の文に據り考ふに我々州より使を遣り

信使を請ふを以て彼國此書を修聘使と歸し

大君より直に彼の國へ來聘せしむ使の如くして此書に

回答するの趣を以て記したるよしあり

此時禮曹參判吳億齡我國政府へ送りし書信使に  
附し來たせり尤に記す

朝鮮國禮曹參判吳億齡敬奉我國王之命致書  
予日本執政閣下壬辰之變實弊邦不可忘之痛  
而抑貴國不可洗之羞也交隣之道信義為重無  
故加兵亦獨何心是宜天地鬼神所共憤者也今

貴國王先奉咫尺之書乃謂改前代非者信斯言也豈非兩國生靈之福也我國壬茲遣使以答未意第念既曰前代非者則所當盡及其所為敵邦生靈繫累凡幾萬物繫凡幾載自六七年奉馬島似若致力於刷還者而前後所送不啻九牛之一毛閣下其亦念及于茲否夫國也所以為國以其民也况弊邦之民實是天朝之赤子也今兩國要結新好不於此時盡還被擄男婦則貴國雖稱改前代非者其誰信之此閣下周旋宣力之秋也

如速出令趁師刷還一男一婦不許仍留使彼此生民各自奠居則兩國交驩萬世永賴豈不休哉唯閣下勉圖之且將土物畧具別幅餘冀春和若序珍重不宣萬曆三十五年正月日

和文

朝鮮國禮曹叅判吳億齡敬我國王の命を以て書を日本執政の閣下にいそよそ辰の變誠弊邦志す辱下さるの痛より貴國洗く辱下さるの羞也交隣の道信義を以て重んじあつて兵を加ふ此事

誠に天地鬼神の共に憤は辱れたるの事也今貴國王先  
其書といたし前代の非を改むといふは果して此言  
の如くむ誠に西國生靈の福といひ川原より我  
國王あに使臣を遣し以て来意に答ふ但其前代の  
事と以て非たりといふは今且しく書く其たる處  
に及も辱し弊邦の生靈久しく虜をたの其幾萬と  
其事を知らぬ六七年來馬島方と刷還にいたれり  
如し前後の送る處猶九牛の一毛に似たり夫國の國に  
るやむ其民あるを以てして且弊邦の民の實に此

き天朝の民也今兩國新好を結ぶ此時に當て盡く其  
被虜の男婦を還し事ありむ貴國前代の非を改た  
むとふも又何よりして此事を信を辱む誠に閣  
下力を尽す辱れたるの時也若し速に令を出し其一  
男一婦を番は事なく彼此の生民をして各其居  
を安せしめ今兩國好しを修むるは萬世まで其  
福を受は事ありむた閣下幸に此事をはらま  
し按て此時我々執政答書考ふ辱れたる此後信使  
の来り禮曹我々執政に通書有るの事此時に



例セリ也此年後正徳幸外信使の所悉一考ふし  
又按此時我州信使國都に至るの事彼國禮曹へ  
告る書一書に國王を以て我々將軍を稱せたまたり  
其書略に吾國王謙政事於儲君在忠云々と  
有リ此外ハハ川まも吾殿下を以りて書一國王の稱  
を用ひらまきりと見たり  
此時禮曹奏議成以久去年 神君陵を犯ハの賊  
を械送せよとて我々州より罪人を縛送せに答  
へし書通信使に附し来りしあり其書左に記レ

朝鮮國禮曹奏議成以久奉復

日本國對馬州平公足下

人至惠書就審示意甚慰甚慰所謂一件事貴國  
王既令傳送而深鞏終不輸情從前貴島每以和  
事為請我國固以誠實為勉今此之事未知出於  
誠耶否按李德馨所謂馬島証第我國常以信義  
為重既許遣使不可因此而有前却此後務盡  
誠信為可至於刷還一事貴嶋尤宜加勉幸望終  
始竭誠奉行勿令一男一婦仍留為幸餘在使价

口中且將土物略具別幅統惟亮察不宜

和文

人至り書を惠付い、あつ一件の事貴國王既に其賊  
を執へ送りて彼輩終に其罪に服せん先其貴島  
和事を以て請ふに、我々國宜しく其の誠實を尽  
し、願ふといふを以て勸ふ、今此事果して其誠出  
て、や否といふを知らぬといふも、我々國既に使を遣ふ事  
を許はとた、今此事の疑ふ所に、よりて其許を、処を  
変へ信義を失ふ所、なれば、此後貴島勉て誠信を以て

し俘擄を還はの事に至りて、尤其誠を、一男一  
婦を以て畱め、さしむ、願ふ、餘使、价の口中に有り

押金尚憲李廷龜、神道の碑を撰りて

日本求通使縛送何人、指稱壬辰犯陵賊、以誰  
我侍相求媚上、自以爲切請、告廟百僚、賀公劄  
論其不可といへ、又此事をいひ、也

慶長十三年戊申明の萬曆三十六年朝鮮昭敬王  
薨、此年八月、柳川景直東武より至り、去年朝鮮  
信使を通せ、其報聘として、近臣を遣はさる、願ふ

とも彼の國亂後の故を以て志らく我州使をして國命を  
彼國に傳ふ所なる 神君仰の旨有りと此小書によ  
りて國王使を渡さるに定りに俄に昭敬王薨せ  
らきたりしゆ 公其事を禮曹に報し且國喪の  
慶ありしに進香使をいたさきにして先づ報聘  
使を渡さるむ事おぼろしく禮式を失ふに似たる  
所記の意を傳へらるしゆ 彼國我使臣上京を閉る  
の慮ありしゆ 國使いほたまふに約余いまに定らるし  
て先づ進香使の禮を行はさむ事事件におきて甚安

かたといひてうけつゝさるしゆ 此年十二月報聘として

玄蘇柳川景直を渡さるし

也 按此時玄蘇景直報聘の  
事後にいふ所あるを考ふべし

撮要此事を記して 日本差玄蘇平景直脩書未謝  
欲<sub>下</sub>假道路脩貢大明本國備洛撫鎮等衙門と見へ  
たり 十二月西使釜山に至る彼國宣慰使李忠完と釜  
山に來たり國書を受けしむ此におきて景直國王使  
諸殿使及我々送使いつとも上京の事古來通信の  
例ありしゆ 宣慰使答て國有大恤天  
詔疊來當是時上副官前詣王京實所未安といひて

上京を許され且朴金の兩譯をして来年よりして例の如く  
上京を許し給ふと約せしむるに使臣釜山にありて國書城  
度興し且其金山を館とする事及歲船二十隻を約定  
せし特送三隻内にあり且公貿易開市を請等の事を  
講定したり彼國ありしを己酉約条といへり

按て公貿易は彼國官庫に藏はれしを以て公木城以て  
着品の貨に換へ其利公家に歸を此きを公貿易  
といふ北故に着品の時東来府内裨將訓導を  
兄して此きを掌らむ商賣はありければ開

市此きを私貿易といふは其の商賣の輩其私  
銀を以て燕京に至り糸結を買ひ来り或は土産人  
參の類ひ日本の銀貨缺物に換へ其の利公家に  
歸は市正に但其商税を征するのしむるを以て此  
を私貿易といふを請等古より我々國使船彼國  
に至る時或は土産の品を求むる事あるもの彼國其  
求めに應せしむる禮曹の書契に別幅所求といへ  
る此き也古来其品物定式あり今歲遣船の大  
小に従ひ其品物多寡定式有り此きを求請と

慶長十四年己酉明の萬曆三十七年朝鮮先海元年按、此時即位賀使の事考小節あり此年玄蘇景直我國に帰る公平智直をして進香使を遣ふる翌十五年庚戌明の萬曆三十八年三月東萊府使吳允謙禮曹其東萊にいきし所の関文を我州に送り三年の喪既に終て進香使を遣ふる事禮にありていひきありといひて其使を歸へり同年六月公再び書を禮曹に送り進香使速に渡さる所ありしを國使いまた来りし約定いふに

定らむといひて辞せりしに去冬に至りやふたゞ其使を登せりしに風勢順なりきを以て年を越ゆるにいたまると仰ありしとも彼國終に肯いさりし也其書禮曹関文尤に記す  
禮曹為相考事節到付對馬島進香船隻出未云云國家三年之卷已過而欲追為進香之禮事甚無據且有一説我國既與馬島許和而通信使已為往來則事々遵舊例豈有難哉平時則我國凡事任意處置自壬辰丁酉日本作孽之後天朝大

官勾管東事、無大小皆稟大將處置、乃馬島諸人所昭知也。往年我國累將馬島之情願、內府之意報知天將、天將每次壬辰丁酉之事、謂為日本反覆不信而不之許矣。松雲渡海而還、力陳事情於天朝、天朝群議因此少回令、我國姑許通好開市、以見馬島盡誠與否。今者王軍門代任而糾察東事、甚於萬軍門之時、馬島之誠時無以自表、則軍門豈能盡知乎。軍門所不許者、則我國豈能擅斷乎。若可以擅斷、則何有拘於此進香些少非難。

之事乎。此意詳通答書中、令馬島更表誠意、以完好事。至於嚴防禁物、此進上當事者、不念國家含垢大度、過為騷屑、恐非綏遠之本意。但天朝禁黃紅絲、毘麟、龍、教等物、一切痛禁、毋犯天朝之令。此外諸物、盡許開市、以慰景直、委書之願、不妨今此出、未舩雖無圖書、係是馬島所送之人、供饋接應、使之待風、發送為便、並為相考、施行向事、合行移、閱請照驗、施行須至、閱者、右、閱、萬曆參拾八年三月初壹日、相考判書、參判、參議、正郎、正郎、正郎、佐。

郎佐郎佐郎

和文

禮曹相考へ據るの事の爲めにも對馬島進香の船出来ると  
云く國家三年の喪既に過て追て進香の禮を致さ  
せし事を求む甚しき事あり且一説あり我國既に馬島  
と和を許し信使を通する時久其旧例に遵ふ誠  
に不可なる事あり但平時凡の事我國心に任せて處  
置せし也壬辰丁酉日本乱を發せし以來天朝大官を  
して東事を管らむよりて事大小とあり必らむ此

を天將にも少し其處置を請ふと云事あり此馬島諸  
人の明らかを知る處あり往年我國馬島の願ふ處及び内府  
の意を以て此事を天將に報せり天將其壬辰丁酉の  
事を以て日本の事と信じて我報する處を聞く事  
なく松雲、歸るに及びて累に日本の事情を以て天  
朝に陳をすやにおみて初て我國を以て姑く好む通  
且市を開く事を許して馬島の誠否を見せしむ今王  
軍門代りて其職に任り東事を察する事萬軍門の時よ  
りも甚し軍門の許さばは我國能く壇に決する事

を得むや然らむむハ此進香の事何の碍ハるや未  
ありて此書を許さむや此意此書を馬島に答小  
の書内に詳にも通し開市禁物を防く事に至て  
ハ甚た瑣細に過たり恐くハ遠人とも川くるの本意  
ありし但天朝禁もハ黄糸の 及び蟒龍等の  
物一切嚴一以て天朝の令を犯も事ふハ其餘諸  
物悉く開市を許し景直ウ求むハ所の願に副ハ通し

按に此時平景直宣慰使李志完に送る書の略  
左歳辭釜山之日俾西譯約障五日開市上然僕  
之帰後終一月三次開市入市商賈亦不他官

商賈只東萊商賈武肩木三四匹手木二三匹  
別無他商物是以海商在館者不堪問望之至  
譯官如何稟陳未幾夷約不審云云 又今出來  
といひしをそつてかくいひしものなり

の船番書の駿も通しといへとも此書馬島  
送る処の人に係る 按我州書契番書を用ひらる事  
北年禮曹に送らる書ト也

以前ハ押字を用ひらる事ト也 國書ハ己酉年平景直受け未  
りし也北年 公禮曹一送らる書ハ略に左歳國使之帰  
辱蒙圖書實禁也爾未以未通第一船不押之  
茲兼釜山人謂不押圖書甚是無禮故今除手  
押用圖書云此の時進香の書ははた 百く此書を接  
番書を用ひらる事ト也 かくいひらる  
應一其書をして風を待て發一歸ら一めよ右考  
一據て施行を為し



按、此時彼國我使臣上京を閉ぐの主意ありしやと  
くして國喪の詞を越へて至らぬ又其貿易  
を滞らして我を困はしめ其後北詢と示し貿  
易の道を廣く我の心に満たしめて以て終に其  
上京を閉じたり也此ま李德馨の疏に若不許上  
京而又閉開市以作絶馬島我國其能乎以二  
件參輕重則上京極難而開市無甚害宜社我  
之大業而世中其欲彼賊既意滿於開市則上  
京可以防矣といふの策を用ひたり也

又按、景直、持らて國書の事後寛永十二年柳川  
調興一件の時大猷君元和七年辛酉宗讚岐  
報聘國書の事如何と御尋ありに以前慶  
長己酉報聘使を渡さし時御書ありに報聘の  
意を傳へ給はるの神君命ありしを以りて其時國書  
あがり旨調興もあはれ処多し時、元和年又國書  
あるまじりと光雲院公御答へ有り、事宗氏  
家譜及寛永十三年信使録に見へたり  
按、宗氏家譜七条  
御尋の外、己酉年去蘇平景直朝鮮へ渡り、事、歲餘、船、講定  
の爲として渡り、也調興此事を神君の命を以りて彼國へ報聘

て、やくいひらむ也と注して見し也然るに此事我々記録  
の考ふ所記たるやくにして又新井筑後守のいひに據るに何  
見も先報聘の事果して神后の命より  
出たりと見たり但歳船約定の事のみならず也  
然も此の比公禮曹へ送らるる書の略に

吾國使過海之日於釜山浦宣慰使欲受國書  
於是於釜山浦度與國書と見へ平景直宣慰  
使李志完へ送りし書に在歳雖欲上京閣下屢  
謂曰國有大恤天詔豈未云是以此於釜山度  
與國書とあり又方長老の記に慶長十二年丁未  
呂度丁三使未聘翌年三使の謝禮として對馬

より私國王殿使に代り使船此を渡江前柳川

景直副使たり此の時上京以請へとも朝鮮許さば釜

山城に及びて國書を度與せりと見へ按此のいふ意は

より直に渡さるべしと秋州公會より國王使に代り渡さるべし  
といふ事承りし私國王殿使に代り使船を渡せりと記さる

致事撮要に日本差玄蘇平景直宿書未

謝欲假道路修貢大明とあるに據るに此の時果

して國書ありと見ゆ然るに調興己酉報

聘の時國書なるといひらむ此の年の事

果して神后の命より出たりといへとも其の國

書と撰り持ち去りし景直等、私謀より為り所  
也。然以て其の事を諱し國書にふかりといひし  
る。其の國王へ奉りし疏に奸賊を獲持假書未  
我而杖乃依舊例許和といひ也。但新井筑後  
守原與平田隼人方直に語て慶長己酉年  
玄蘇景直朝鮮へ渡さし時彼の國王の復  
書に公儀、搦書に見へし、神君の書に見へ  
しと云き、此に據るに此の國書の事也。

景直等、私謀より出て彼の國王の復書、公  
儀、搦書に見え、此にあり、此又、神君  
の書ありし、如く然り、い川、不審し、又此  
後元和七年、宗讚、岐報聘の時、國書有無の  
事、今又考へ知る、危か、いとも、大抵報聘  
の事に至りて、兩國通信の重たき也、し  
國書ふからしめ、彼も何に據りて、其の報聘たるを  
證する事ありむ、誠に不審し、此事也。

己酉年玄蘇平景直歲船約條の事、此も、己

酉約條一八九九記凡

送使約條

一館待有三例國王使臣為二例對馬島主持送為一例對馬島受職人為一例

一國王使臣出來時只許上副船事

一對馬島歲遣船二拾隻內特送船三隻合二拾

隻事大船六隻中小各七隻

一對馬島主處歲賜米太升壹百石事

一受職人歲一來朝不得遣人事平時受職人則免罪口不奉論

事○按善隣通書平時受職人則免罪以奉此幸不奉論事幸必傳寫之訛今姑從口

一船有參等二拾五尺以下為小船二拾陸尺漆

尺為中船三拾捌尺玖尺參拾尺為大船船夫

大船肆拾中船三拾小船二拾為定額若不足

則以點數給料事

一凡所遣船皆受對馬島主文引而後乃來事

一對馬島主處依前例圖書成給舊見樣於紙藏

禮曹及校書館又置釜山浦每書契來憑考驗

其真偽違格船還入送事

一無文引者及不由釜山者以賊論斬事  
 一邊海料對馬島人給五日糧島主特送加五日  
 糧日本國王使臣給二十拾日糧事  
 一他餘事一依前規事

按船隻と尺量との事永祿年中昭敬王足  
 利義榮一復せし書第念船制大妨於利  
 涉貴國之懇亦不可侮違放自今勿用尺量只  
 令對馬島主任其騎坐之大小明録於文引  
 給付出来則當考其文引而待とあり一以来此

の事停りしと見たり

己酉約条改事撮要に載せし考とて在記に

萬曆己酉年新定約條 館待有三例一國王使臣  
 為一例對馬島受職人為一例對馬島主特送  
 諸巨首使臣元不許奉論〇定約時玄蘇等請  
 上京如舊例不許就釜山館受書契行宣醞禮  
 以為定式壬戌玄助來又請上京不許己巳侮  
 前因西豐復遣玄助來請上京不許己巳侮  
 殺歿事破格聽許仍使後不得為例

一國王使臣 出米時只  
 對馬島主 歲賜米豆  
 對馬島主 歲遣船二十隻  
 自宗盛長時定為二  
 十五隻有万曆壬辰

之變已酉歲約餘時減為二十船  
○船有三等  
二十人尺以下為小船  
二十尺為大船  
夫大船又點船  
中船三十八尺  
夫之數不足則以點教給料  
數君不且則以點教給料

內大船六隻中船七隻小船七隻  
人教與  
平時同

一受圖書遣船人  
蘇平景直二人俱一年一度  
紙藏禮曹及校書館又置奎山浦海書契來憑  
考驗其真偽遣格船還入送○凡所遣船皆受

對馬島主文引而後乃未無斷  
引者及不由奎山者以賤論斷  
受職人依共五人俱歲一未朝不得遣人來朝時  
受職人等先不許接待  
人五名受職接待壬戌加二人

一島主特送船  
若有事則以二十  
一島主子平彦次歲遣船一隻  
小船之大小不定

一過海料對馬島人給五日糧  
島主特送加五日糧  
按島主子平彦次詳系は彦七の訛リ多し  
又按壬戌加二人といふは詳系は壬戌に我朝  
元和八年明の天啓二年也

又按方長老の記に特送といふは國王使三年  
一回ふらむに其の間御用有る時對馬主命  
とらむに對馬主其命を傳へて御用を調へ

とらむに對馬主其命を傳へて御用を調へ

進上するものに對馬の船と各別するに、時に送る船  
と名付て此まゝ人数も多く進物返禮其外亦請  
とて求る物も多積渡も商物等も多し皆國王  
に用ふる故に今に此まゝを對馬の所務と見  
たり以前より特送船館侍の事例と海東記に  
記して九州節度使對馬島主特送為一例  
又諸首使對馬島人受職人為一例として別  
例に接應せし此の故と見たり 東泉寺  
公の御時特送船代減して若有事則付一歳

日本遣船中来吉といひ又己酉約條に若有事則  
以二十隻内順付来吉と有り且特送三隻歳  
船に例して毎年此まゝ遣りて公命の事  
あるに近來参判船として別に遣の事古への意  
にあらずし也

又按て方長老の記に過海料と云ふ國王の使  
ハ京より釜山浦出下二十日に着岸はと定  
め其の外諸方の船も遠近は相考へて往還共に  
過海料は渡は今島主の使といへども公使

といひ皆古の如くと見えたり

又按皇明從信録、萬曆三十七年己酉時朝  
議允于釜山港開市、本島商船歲次二十為  
率事竣即回とあり、又先時の事歟いひ也

慶長十五年庚戌明の萬曆三十八年東某府使吳允  
謙送の書あり、秋、書契、苗書を用ひ、事といひ、其の書尤  
に記に

朝鮮國慶尚道東某府使吳允謙奉復  
日本國對馬州太守平公足下

人未得審動靜佳勝良慰、良慰、刷還三十口男婦、  
深嘉貴州向國之誠、但海外傳信、只憑圖書、定制  
昭載、約條中嚴、而今來書契中、未有圖書、邊臣但  
遵約束而已、勢難轉聞朝廷、唯是護送之功、不可  
終沒、即稟報禮曹、護送人藤信久、馬堂古羅各授  
論賞職帖、以送此實、杖國敦信之義、幸諒之、今後  
別遣之船、一一踏驗圖書、次守新講之約、幸甚、統  
希照察、不宣、萬曆三十八年五月二十九日

和文



人口も刷還も少く深く貴州の誠意を見る所、但海  
外圖書を以て憑り信として今書契中圖書の用あり  
予一邊臣専ら定制に依り遵ふ時、以て轉啓を以て  
かたく但護送の事其功むろくを願ふは、以て禮曹に  
稟し護送人水此まに職をあたく帰らむ幸に此意  
を察せむ事を、此後別に遣ふの船宜しく一圖書を  
用以て新定の約を守るべし

慶長十六年辛亥明の萬曆三十九年朝鮮光海三  
年此年始て歳船を渡さき也第一船の事に上京

の事熊壽熊滿盛氏の船の事漂民を刷還し及信使  
に隨ひ勞をいたしたるの輩忠を賞し職を授るの事又歳  
船五十の旧例に復さるの事を請はき也其略に又  
省三十船通二十船則陋嶋何以故民生乎寔不  
堪尙望之至所冀再攀五十船之例以堅固東藩  
輕之進上伏請登用云々とあり、以て彼國禮曹  
參議甲暉をして書致復せり其の書尤記れ  
朝鮮國禮曹參議甲暉奉復  
日本國對馬州太守平公足下

書未訖認體履康迪慰諮良多所獻禮物足見誠  
款但即轉啓收了仍將土宜綿布壹百柒拾匹別  
幅所求後鷹參連豹皮參張帛皮參張白苧布伍  
匹白紬伍匹白紬綿布壹拾匹細布參匹花席伍  
張及今辛亥年例賜米豆各伍拾石付回未使惟  
領納公貿物件並令諛道隨便許貿祖審來章縷  
縷以下不許上京不復船教責我以變約頭有不滿  
之辭殊無自反之意把說再三一駭一笑責島之  
於我國先世忠順不懈我朝之所以恩撫寵綏者

亦勤至矣惟其信義相孚未嘗飭備於邊壬辰之  
事夫豈所料思之至今言亦慘矣天道不潛曲直  
有在一時勝敗非所論也揆以大義固不容共戴  
一尺况可與之修睦乎為緣日本盡棄前轍專使  
請好貴島悔罪自新革面求款寧人負我無我負  
人不念舊惡是為大德交隣之義縱許再修接遇  
之典理難如舊茲加裁損定為納條雖不能一依  
前例以今論之亦已優矣貴島苟念向來之所為  
如何我朝之寬貸如何則當感幸踧踖之不暇何

敢復有希冀我五拾船舊例以庚午之作耗而減  
為參拾參拾之舊例又以壬辰之入寇而減為貳  
拾是皆貴島之自取非我朝之變約也况治途館  
宇未復上京勢有難便本道物力殘破接遇難比  
平時是亦事勢然也竊願所由果誰之咎足下試  
思之無滿熊壽盛氏澄泰等俱是平時受職之人  
負國稱亂罪已難容決不可更許接待且熊滿之  
受職蓋以前島主之子也尚足下有子名彥七以  
足下之忠款賞宜及嗣乎景直例還人口自具父

久效勞績並皆轉啓給付圖書俾各歲送壹船皆  
異數也信使時隨行有旁松尾有右衛門等貳拾  
參人各賜綿細有差統希盛亮朝廷之待貴島主  
至矣足下其亦思之耶今既盡棄前愆偕之大道  
足下果能暢承朝命罄輸誠悃則褒嘉之典自有  
新命何必規之於已棄之舊例乎永世敦好之福  
自今伊始足下其勉之節通歲除惟冀新社順序  
自玉不宣萬曆三十九年十二月日

和文

書来り仍て興君を承る献する所の礼物轉啓収了せり  
土宜及び別幅求る所の呂歲賜米豆此書と未使に謝し又  
公貿物件其便に隨ひ貿易する事を許したり但未書  
のいふ必其上京城詐るに 數の旧犯に復せざるを以て  
我書を責むるに約と変をもを以てして頭には不滿の詞  
有り以て一度に駭き一たひに笑ふのい貴島の我國にお  
もる其先世より忠順をいさし 懈たよざるを以て我朝  
の恩寵を少くも誠 至まりよりに此書を頼と  
しつて其防まをいさし事よくかつて 壬辰意

外の変に至りては天道にありておのづから其曲直有り  
一時の勝敗はいふに定らざるものなりはも大義に有つて  
共に一尺も戴く辱かざるものにして 但日本悉く前非  
を革め使をして好しを請ふ又貴島 其罪を悔ひ款を  
いたはによめて寧人をして我書に肯くむとも 我書人  
に肯く事多く旧惡をおとさる此書を大徳とせざるを  
以て姑く共隣交を許すもの然も接待の事に至りては  
理に有つて旧きやうかたよりに裁減を加へ定て  
約條とせり盡く先例の如くもいへとも今に何たつ

ていふとき、又厚くともゆるきのし貴島此き致おも小事  
多く又冀ふとみ所あるをむや五拾船の旧例庚午の  
変を以て減して三十とし三十の旧例の壬辰の辰を以て  
減して二十とし是皆貴島のいつか取まらぬのにして  
我朝の旧約を變せしにあり且乱後途中館舎い  
はた旧きに復く上京し事其勢おれはかた  
かた且慶尚の一道物力を乏し接待此事又平  
日の如く成りかた皆時勢の然るもの也熊満熊壽  
盛氏澄奉等に至つていつとも平日職を受るの

人にして其恩に背き乱を以たはの罪決りて再び接

を許さるかたは 按、盛氏、東泉寺公の姪、熊壽熊満と同

至るの間七十余年也但彼の國ひとたひ國書を許さる壬辰年に

の久しき其人の有無を問小事さくせ、おまを接待せしを以て平

時受職の人といひしもの 且熊満の職を受る事を許し 按、受

るの國の臣職を受るの義を柳川、問知と受るの類ひなり 職、彼

當らざるの甚しきと云ふ説前に見たり 歲、船を

約するもの、其前島主の子あるを以て也 按、前島主といひ

前書契に宗某以て書せらるるに 萬松院公の御時より平某と

書し遣はさるるに 豊臣其同姓の人を以て島主として宗氏と易

置らるるとおもひたり 宗氏と指して 聞く 足下の子彦七と名

前島主といひしもの 此事説前見たり 付、有りとは足下の忠を以て賞買し其嗣

及不<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>又平景直人口を刷還<sup>レ</sup>其父よりて久しく  
功勞を以<sup>テ</sup>た<sup>レ</sup>に<sup>テ</sup>つて轉啓<sup>レ</sup>各此より書<sup>レ</sup>給<sup>レ</sup>  
歲遣一船を許<sup>レ</sup>に<sup>テ</sup>此<sup>レ</sup>特恩也<sup>ハ</sup>はた信使の時其勞を  
以<sup>テ</sup>た<sup>レ</sup>て<sup>レ</sup>松尾有古衛門等ニ指參人各綿紬を賜<sup>レ</sup>もの差  
有<sup>リ</sup>朝廷の貴島主を待<sup>リ</sup>誠に至<sup>リ</sup>了<sup>レ</sup>足下若<sup>ク</sup>能<sup>ク</sup>朝  
命を承<sup>リ</sup>益忠誠を以<sup>テ</sup>た<sup>レ</sup>さ<sup>レ</sup>お<sup>レ</sup>化<sup>レ</sup>法<sup>ヲ</sup>思<sup>ヒ</sup>寵<sup>ノ</sup>新  
命あ<sup>ト</sup>む何<sup>カ</sup>必<sup>シ</sup>も既<sup>ニ</sup>章<sup>ノ</sup>の旧例を用<sup>ム</sup>や永世の  
好<sup>シ</sup>今よりして始<sup>マ</sup>る<sup>レ</sup>足下より共<sup>ニ</sup>此<sup>レ</sup>効<sup>ヲ</sup>勉<sup>ム</sup>所<sup>シ</sup>  
又<sup>ニ</sup>按<sup>テ</sup>此<sup>レ</sup>往復書契<sup>ニ</sup>據<sup>テ</sup>歲遣船の事<sup>ニ</sup>

長壽院公の御時五拾の旧例に復<sup>セ</sup>と傳<sup>ヘ</sup>の<sup>レ</sup>と  
見<sup>レ</sup>川<sup>ノ</sup>下<sup>ノ</sup>此事<sup>ニ</sup>長壽院公の所<sup>ニ</sup>參<sup>テ</sup>考<sup>ス</sup>不<sup>レ</sup>取<sup>ル</sup>  
又<sup>ニ</sup>按<sup>テ</sup>禮曹回契<sup>ニ</sup>祈獻禮物轉啓收了<sup>ス</sup>と  
い<sup>ハ</sup>る<sup>レ</sup>我州より禮曹へ送<sup>ル</sup>所の別幅物の事也此  
ま<sup>ニ</sup>押<sup>ス</sup>る<sup>レ</sup>役人を彼國封進と名付<sup>テ</sup>よりて彼國  
此品を以<sup>テ</sup>進上の物件とせ<sup>ル</sup>也轉啓收了といふは  
其品を國王へ披露<sup>シ</sup>官庫へ收納<sup>セ</sup>るといふの義  
あり土直綿布といふ故の封進物の代り  
として國王より報<sup>ヒ</sup>賜<sup>ハ</sup>の品より禮曹へ返<sup>ル</sup>物

ハ又各別に別幅を以て禮曹より回謝せしむるあり  
別幅所求云々といふハ求請物の事より方長老  
の記に求請物ハ所望の物如何程を書付遣は此  
まをて此方よりの使歸國の時望しの物と目錄し  
て彼の方に請ふ何きても成る程のしのかかるてた  
よきありと見たり古来ハ品物多寡定式より  
しより己酉年約條より此のかた歳船大小に従い物  
数多寡と定めし也某年例賜米豆各五十碩  
といふハ歳賜米大豆の事より方長老の記に

島主の所毎歳馬の飼料として米大豆一百石渡も  
第一船に請取よりあり古来ハ米太各百碩也  
三浦の乱後壬申年約條の時より半減せしあり  
古来我州此まを馬の飼料と唱へ来りしもの  
より公買物件並令該道隨便許買といふハ着  
品の代りとして公米と納りしより其後公米を年  
限して公米と作せしより公米作米の義を以て  
公作米といひ方長老の記に公貿易といふハ  
此方の商物を彼方に請取て公倉の物に相加

あるといふ皆國中の産物也是も一つ書にして幾  
種も書付し也若目錄に多く記せば成り難き  
事ある故に役人より禮曹に申して分量を下  
けとあり今定式の外はふるさる事あり

慶長拾七年壬子後水尾院御宇明の萬曆四十年  
朝鮮先海四年北年胤子彦七圖書を送りて歲  
一船を約したり

按俗に熊壽熊満いつても東泉寺公の御子  
して同く歲船を許せしと傳へしなり然る此時

禮曹佐郎朴文俊胤子に送るの書略に朝廷以  
足下島主之子島主革心効忠賞宜及嗣茲依  
宗熊満例特賜圖書とあり又去年禮曹叅議  
甲暉公に復せし書略に熊満之受職蓋以  
前島主之子也間足下有子名彦七以足下之  
忠款賞宜及嗣云こと見へたり又攷事撮要に  
記して宗熊満歲遣三船宗熊満島主之子船  
大小不定といひて何事も熊壽の事見へ但元和  
四年光雲院公の見名の事に往祖二子有熊



青熊滿者領圖書為榮又云熊壽熊滿之使船  
賜許容者至百有餘歲加之每歲各一印而所  
送船者三回也云々（阿ふ審）

看品に銅角を用ゆるの事已酉以來の事としていに  
しく此の事あかりし也其の説考として丸に記す

按、秋州古來貿易といひ、但土産の魚海菜と

以てせしに過たさるしあり

按、此の事 円通寺公の  
所朝鮮莊憲王の諭書を

考小部近來看品に銅角を用ゆるの事按、白

沙集に蓋守城之具專以大炮為重而武庫所

儲極畧不能應副綠銃材銅鉄非本國所産日

本絶和幾二十年銅鉄之貴比平時倍之無力

可辨伏見頃日宣慰使李志完狀啓日本商物

中生銅萬斤弓角二十桶以平時倭館買直計

之則生銅萬斤直綿布八十同弓角則倭有大

小故價有輕重雖難定價亦不過數十同如得

百銅木綿則銅角兩枚可以全致之每銅百斤

鑄銃二位則通用萬斤可得二百位銃以是起

治鑄造不過為時月間功程而其利用於守禦

之備至緊至重機不可失と見たり此に拠て

此の事此より始まるを見ゆ

慶長十八年癸丑明の萬曆四十一年朝鮮先海幸  
我州歲船五十の旧額に復し及八郎國公寺圖書の  
事と彼國へ請はまじし此年冬禮曹叅議尹暉  
其の事と公に復し書有り其の書凡記に  
朝鮮國禮曹叅議尹暉奉復  
日本國對馬州太守平公足下  
獲見遠書訖認順迪良慰良慰但書中辭說有下若

全然不知本國事情者豈足下之高見而不及此  
哉誠可歎也庚午三浦作罪倭奴逃竄本島而奔  
息藏還累遭朝廷之命朝廷絶和有年朔中上人  
再三往返後朝廷始許舊好歲船五十隻内減二  
拾五隻此亦無罪貴島身取者壬辰丁酉之變視  
庚午藏還罪人之事不啻千百倍而朝廷盡棄前  
過滌瑕蕩垢偕之大道酌定船隻以二拾為准德  
至厚也足下何不自量而乃有是言耶八郎及國  
公寺圖書之賜乃年久廢絶之事足下據舊例為

言其欲以此試我乎我國於天朝如家人之父子  
凡貴島求款事情逐一報稟天朝以俟處置今者  
巡撫都御史楊老爺臨鎮遼左專管東事頃日委  
官黃恭府巡歷釜山而返其省諭之語貴島未使  
必為足下細陳之假令國一二談哉楊老爺至有下  
更遣天兵留戍釜山之議而令國念及彼此力辭  
之此議若成則閔市亦難晏然如舊况以上京一  
說輕發於衆所聞即願足下試思之特送之船教  
在約外兩嘉足下輸琛之誠姑且款待而足下體

諒此意遵守約條益効誠信可也餘祈自玉不宣  
萬曆四十年閏十一月日

和文

遠く書教を得たり但事中的いふと未だ全く我國の事  
情堪えりさるもの、如く誠に嘆つゆ一庚午年三浦  
の罪倭本島に入り逃る本島此を蔵く累に朝命  
に遠小故を以て朝廷其和を絶てり其後彌中上人再  
三往還せしにとも朝廷姑く舊好を許し其歲遣五十内  
貳拾五を減せり此を貴島しつゝ取らぬ禍にして至

辰下酉の変に至て、庚午の事に千百倍也。然も朝廷  
悉く其の前患を棄て、又其歳船貳拾を許す。其  
至て厚し。是下いりむ。地りり。量らば。又此書ありや  
ハ郡及國分寺圖書の事。亦其久しく廢絶するの事也。  
又是下旧例を以て、小事を多に廢絶するにあらず。其  
國の天朝におき、家人父子の相親む。如くおよそ貴  
島好むを求むの事。遂一是を天朝にとり、其処置を承  
て巡撫都御史楊老爺遼東に鎮し、專ら東事を  
管。近比黃泰府をして來り釜山を巡歴せしむ。

此事切し。小末使詳りに此事を是下ニ陳せむ。楊老  
爺又再い天兵を釜山に遣り、此事を以て。再り住せしむ  
の議あり。我、國おもひて。彼も此の事におよそ。其  
て。ほめて。此事を。辞せり。此事を。一。ふ。開市も  
又。旧たり。如く。心。よ。は。り。て。為。か。た。う。む。い。る。む。や。上  
京の事。今の。勢。い。あた。り。て。輕。く。此。事。を。衆。人。の。聞  
くと。お。後。に。説。く。極。う。む。や。是。下。宜。く。此。事。を。お。せ。お。廢  
し。特。送。の。船。又。其。約。外。に。あり。但。是。下。の。款。を。いた。は。を  
以て。姑。く。此。事。を。接待。を。許。す。是。下。此。意。を。お。し。い

益誠信を以たる所

按：郡守各圖書船を許せし事海東記に見ゆ國分寺の事ハいふた考へ也

此年彼國秋、別使を遣ふの事を責し、事禮曹參議尹暉の書有り其書九に記す

朝鮮國禮曹參議尹暉奉復

日本國對馬州太守平公足下

使至承問良慰所承白苧布使有司辨給壹拾匹鷹子二連亦令本道貿送第恨不得其准數耳兩國交際貴在誠信歲遣之船既有定數又有特送船三隻如有所要自當順付來使約條明白固宜

遵守勿失而今者規外別船出送是果約條之本意乎既夫其約信義安在今後雖有求請一依約條順付來船毋得再誤幸甚統惟亮之不宣萬曆四十年四月日

和文

使來り問を承るる求る處の白苧布此まを辨給せり鷹子又其質一送る事をいたさしむ但兩國間誠信を以て重として今歲船既に定數あり又持送三隻ある時、求る所の事おのほすと此まを來使に順付せし

し約條既に明白にして此規外使を送るもの果して約條の本意たむや既に其約を失つ信誼又いづくむあるや此後求る所あり一に約條に依り来船に煩付し再びおき誤り事多くむ幸甚

慶長十九年甲寅明の萬曆四十二年朝鮮先海六年此年禮曹參議全緻貢路上京等の事を以て公に復せし書あり丸に記す

朝鮮國禮曹參議全緻奉復

日本國對馬州太守平公足下

書來獲審珍衛良用慰幸上京及貢路寺事前書往復蓋已罄布無溢意謂備盡體諒而今更有此喋々豈足下猶有不及省悟而然耶抑知之而尚有要挾探望之意耶殊極怪訝釜市之設朝廷以貴嶋之乞款甚懇申請于天朝多費心力始蒙准許而開市之約條歲船之額數悉報天朝已定規限此外絲毫之事本國不得有所擅便况於上京之事乃敢輕議乎願足下慎毋再言皇朝一統萬國來庭桂海永天悉臣貴國果有輸琛獻寶之誠

惻則從海路進款若東南海中為一者有何不可而  
乃欲取於本國即本國即天朝之東藩也天朝之  
視本國無間內外抑貴國所知也今何敢以請路  
之計徑試本國哉此乃前古所未有之事非徒口  
可不可容說亦耳所未可聞者貴島其亦不思之  
甚也幸勿出口婚娶相賀古無是禮交隣之道豈  
在乎此撥之事理具涉無據來書所稱天朝紆念  
本國屢遣時官巡檢海上日新警厲貴島惟宜恪  
遵憲章勿或違抗庶克永好幸甚幸甚所求秋鷹

要得遼產遼東乃是上國地方本國何由得來茲  
令該道官司務揀本國之良鷹及馬匹依價買給  
勉副盛意至若來船之接宴公買等款并飭鎮臣  
依例遵行見到進上物件轉啓收了略將土宜若  
干付還來使統希領亮只祈自愛保重不宣萬曆  
四十二年四月日

和文

書來興居兼上京及貢路の事前書既に詳に盡  
す然又此多言にいたる抑是下いふた是を志すと

いへともなると強ひて此の言をきりて以て我の國の答ふ處を  
探ふむともなうあはしむ所なきの甚きまゝ金山岡市  
の事貴島の懇請により我の國此を以て天朝にもふした  
めに心力を盡し漸く此を以てきりて開市の約條歲  
船の教悉く天朝にもふして其定規を立たり此外孫毫  
の事本國の能くも川が檀にもふしたるにあらば此上京  
の事に至りて又輕敷此を以て議する事を得むや祿己  
くは足下又言小事あかき天朝一統地の南北を限ら  
れ盡く来朝せり貴國果して其誠あるは海路より

入貢する事東南海中諸國のまゝの如くある所のさ  
らぬ處ありて必は路を本國に借らむといふや我の國ハ  
天朝の東藩之其我の國を見る事一家の如く貴國あり  
て其の路を借るの計事を以て我の國を試する事を以て  
いふや此は前古いふたあはさるの事なり後には口にして  
言ふ所なきのしるははた耳にして聞く所なきのしる  
る貴島の此言を以ては思はさるの甚敷き事なり再  
い言ふ事なきは嫁娶を賀するの事古く此例あり  
交隣の道其まゝにありて又事理にあはて據る



たとのあり 按此事今考ふ 天朝將官をして来て本國  
のために海防を嚴にせしむるもの未書のいふ如し  
貴島 亘敷法度に遠く事多く以て其好みを永くせし  
幸甚 求る處の秋鷹の事遼産を得む事を請ふ  
遼東の天朝の地方より我國其産を得来るに由あり  
今我々の國産を求る處の馬及良鷹を以て價に依り買給  
せしむ且來船接宴公買等の事邊臣に命し例  
の如く施行せしむ餘は照亮を以て  
按我國貢を大明に進めむと求る事天正九

年辛巳明の萬曆九年朝鮮昭敬王の時我々の義昭  
の公方に復せし書に始て見たり其後壬辰年豊臣朝  
鮮を伐つ時我國朝鮮を伐つ事朝鮮年久しく  
日本の貢路を閉ぢ我々の貢使を通せざる事 此事  
起りしより僧玄蘇のいひし事懲咎録に見へ  
しより以來 公より 光雲院公に至るの間此事我  
々の書契又あつたもの擧ぐ 数小冊のほかに姑く今  
此一書と録して以て考へ備ふるものあり其甚し  
きに至りては慶長拾五年公禮曹へ送りし書

七略に殿下吉歳雖欲許貢路之事於天朝貴  
國不許然則進貢路絶矣陋邦非屬國者乎と  
いふに至る事の怪し駭く爲す如共くあるものありや  
此の後寛永六年僧玄方朝鮮王城に至る時  
又此の事をいひし也今姑く此事の彼國の書に著  
きしものを左に録し考に備ふ

萬曆三十七年己酉我慶長十四年日本差玄蘇平景  
直脩書未謝欲假道路脩貢大明日本國備咨撫  
鎮等衙門又萬曆四十一年癸丑我慶長十八年對馬

島前平義智通書契言関白源家康乞由朝鮮  
通貢上國上辭意已測遣朴弘考等具由奏聞又  
崇禎二年己巳我寬永六年對馬島前遣僧玄方等  
主全山請上京口陳機事朝廷許之而後勿爲  
例玄方至京請通貢上國助兵平澄上請勿減  
公貿木貨等事並不准許別加賜予玄方還  
見たり且玄方還時彼の國禮曹答書備  
に此事を載せたり後寛永六年僧玄方杉村智  
廣彼の國王城へ使せし處参考し

又按俗に傳小貢路進香上京等の事此比より  
先雲院公に至るの間我々書契に見へし其の  
幾といふ事を志すは禮曹參議尹暉、書に歲  
遣之船既有定數又有特送三隻如有所要自  
當順付未便約條明白固宜遵守勿失といひ又  
禮曹參議金 書、事苟可從自當隨宜處  
權以盡懷綏之義至於拂經遠道雖曠積  
決無終許之理今此是下所請上京路信使船  
數圖書五件等事皆是錯繆辛戾之甚者是下

果以為朝廷容或萬一聽受乎夫不度理之是  
否而求濟己私不察義之所在而徒勞唇舌多  
見其不自量也願是下庶幾有察自此以後慎  
勿再講といひしを我州此きを聞かざる如く  
し連に貢路上京進香等の事を許へしもの但此  
比我州固この極を以て姑く詞狀此の數事に托し  
て連り規外の船を遣はさざらんといふものいふて此  
の事ありむ其の俗説の妄りたるを志す也  
此比磯竹島を以て日本之境也とせし也此年

七月彼國東某府使尹守謙公仁復也書有  
其のいひゆる儀竹島我國の鬱陵島也といふを以  
て答へし也其の書九記以

朝鮮國東某府使尹守謙奉復

日本國對馬州太守平公足下

辱問昂來慰語良多但書中有着番儀竹島之說  
深竊驚訝不知是計果出於誰某耶來使口稱本  
島介於慶尚江原兩道海洋之中云即我國所謂  
鬱陵島者也載在輿圖屬於我國今雖荒廢豈可

容他人之冒占以啓闢釁耶自古及今日本與我  
國海嶠洲嶼各有區別分限截然而或有往來之  
事惟以貴島為一路門戶此外則便以海賊論斷  
其所下以慎閑防而嚴禁約之義貴島亦豈不知乎  
朝廷若復聽聞必先致性於貴島矣我國以貴島  
世效誠欵故接遇甚盛今者貴島居兩國之間無  
意於委曲周旋務期終好而以此徒更無乃不可  
乎日本若悉此意亦必省悟實在貴島善處努力  
自勗固廢性績統希盛諒不宣萬曆四十二年七

月日

和文

辱く西一書を承り但書中示に慶儀竹島を着審せ  
一の事甚に其聞を驚くものなり抑此計と果して誰より  
出たりしや未使のし所此島慶尚江原兩道の洋中に  
ありと此島我々國のいふる鬱陵島也載て我々輿地書  
にあり今久しく荒廢したりといへとも又他人の據り取る  
事を許し以て兩間の事端をいづくゆゑむや日本我々國  
古より其境界おれはかと別ありとも往來の事ある時

唯貴島の一路を以て門戸と見るのし此外皆海賊を  
以て論断し其閉禁を嚴にするもの貴島の知事也  
朝廷も一此事を聞かば必先つ怪しと貴島にいたさ  
むありて貴島の誠款をいたはると以て我々國此島を  
待つ事甚に厚し貴島南<sup>南</sup>間に居て委曲に周旋し  
其無事を以て意とさるる今かいつて是を以て日本  
に説勸むるにいたる甚に不可なり日本も一此意我  
悉さば必は能く此事を悟らむ但貴島の善く慶を  
るにあるのし

朝鮮國東萊府使朴慶業奉復

日本國對馬州太守平公足下

兼審遠信良慰不淺。儀竹之事想貴島庶見覺察而猶復執迷深切怪愕。足下非不知此島屬於我國。非不知貴島不可橫占而尚欲攘越窺覘。是誠何心。恐非終好之道也。所謂儀竹島者實我國之鬱陵島也。介於慶尚江原兩道海洋而載在輿圖。奚可誣也。蓋自新羅高麗以來曾有收取方物之事。還至我朝有刷還。按揆其率類說還字當作出字逸民之學今

雖廢棄豈可容許他人之冒居。以啓鬪釁。即貴島果知此情則其可從。史於日本苟循一朝之私欲不顧後日之悔乎。前日復書已悉揆取貴島所當瞿然改圖而令乃直以解繩。祭船為言不幾於輕朝廷而昧道理者乎。貴島於我國往來通行惟有一路。譬如門戶。此外則無論漂滿真假皆以賊船論斷。弊鎮及沿海將官惟知嚴守約束而已。不知其他足下之所言其亦踈矣。惟願貴島審區土之有分。知畧限之難復。恪守信義。努力自勗。免致謬

辰尚克有終幸甚幸甚高曆四十二年九月日

和文

遠信を承は磯竹の事貴島をいまた此事を悟らむ  
足下北島の秋の國に属する又貴島の據り取はるるか  
さを知らざるにあつて然も多分此は秋窺ひ望む  
とをる、何れやおかしらしく其好むを終るの道にあつさ  
らむ、いづる磯竹島、此は秋の國の檣陵島あり  
慶尚江原兩道の海中にあつて載せて地圖にあり  
新羅高麗の時より其貢物を取るの事あり、秋の朝

にいたりて又逃民をよすため出はの事あり、今廢棄  
まじるといへとも他人の據り居るを許さしめて西國の  
事端をよすむや貴島果して此意をよす、其一  
朝の私欲に志たひ此事を日本に勧めしめて後日  
の悔を顧しざる、居るむや前日の書此大概を悉  
り、然も又其船を泊り、纜を解くの使を以てよす  
とをよす、あま朝廷を輕し道理に昧き、あつともや貴島  
の我、國に未往する唯金山一路を除くの外は海賊  
を以て論断せしめて、繫鎮及沿海將官専ら嚴く、

其定法を守りし事を知るのし其他を志し以今是下の此  
言あるもの又疎り多し但貴島其土地の分界限の侵し  
うたきを知り略て信義を守り能く其好しを終へ幸  
甚

「按此書に契鎮およひ沿海將官云々とある時々  
釜山金使の書と見へたり東萊府使の書とある

ハ記録の記きし多し也

「又按此事後 靈光院公竹島一件の所参  
考不也」

此年我州 神君の命を以て通信使と朝鮮に求む

「按此事宗氏家譜に見へたり」

此年通信使を請ひし事 禮曹参議 全圀

公に復せし書あり尤に記す

朝鮮國禮曹参議 全圀奉復

日本國對馬州大守 平公足下

遠書昂來憑認體履冲迪披豁兼慰仍審示意又  
以信使為言此乃前日報書已盡二者而足下  
尚不覺察私竊怪歎貴島之歲遣船額及約條章



程亦皆稟行於天朝此外絲毫之事本國不敢自  
由想足下所詳者也今之遣使日本非但於義有  
年實無所據既不可稟報於天朝又不可下不待天  
朝命令而輕忽擅便何足下固念乎此而乃復妄  
發耶事苟可行則自當就將若或違越規例者雖  
簡牘盈函無益而徒煩切願足下萬分體諒絕勿  
更言足下居兩國之間凡遇事機務期永篤誠款  
終始彌縫毋負朝廷之德意幸甚幸甚餘祈珍衛  
統希盛照不宣萬曆四十二年十一月日

和文

遠く書啟を承る又信使承もつて小事を承り此  
ま前日の報書既に此ま致盡して足下猶いまた覺  
察せざるに似たり貴島の歲船及約條等の如き皆此ま  
を天朝に稟して其事を施行せしむ也此外絲毫の  
事といへとも本國のあへてしりら擅に在る事あたはさ  
る此まいふ足下の詳に知まらぬ也今此使を日本に  
遣ふの事義におゐて當らざるのしにありは又誠に事  
の據り所なきものなり此ま既に天朝に稟し給はつ

にして又天朝の命令を待まざらんを擅にせしむるは  
たゞものなり是下いふも其言を登るるや其事  
もし行ふ所なりして又例式に違ふものに至りて其  
北まを請ふの上事なりといふも終に又益をからむの  
足下直く此意を体し又小事なる所一凡兩國間の  
事専ら誠實を盡して其間に周旋し始終朝廷の徳意  
に肖く事なる所なり

元和元年乙卯三月初三日 公指館あり兩國和好の  
事 公其勞ありといふを以て彼の國對松院圖書

を送り歳一船を待して祭奠を助く後寛永二年乙  
丑始て萬松使船を遣らまたり

「按三方長老の記に先島主死去の後萬松院と云  
菩提所を立て朝鮮へ忠功の島主を故一船を  
賜へと許訟して相許をとり其外柳川船等々  
約條の外にして特送所務の例に準は皆日本國  
王に使令して朝鮮のたはれ東西上下勞苦を為  
は故ありと訴へてかくのふとくと見へたり

朝鮮通交大紀卷之五

Faint vertical text bleed-through from the reverse side of the page, including characters like 朝鮮, 通交, and 大紀.

